「「滋賀県豊少年の海子育成を関する系列」 RUSU PURE REPRESENTATION 即最。原列方院が定めるれています。

有害図書等の販売等の制限(条例第11条の2)

)の販売または貸付、図書等を閲覧、または視聴させることを業と 図書等(する方は・・・ ()「図書等」には、ビデオ・DVD・ゲームソフト等も含まれます。

青少年に有害図書等を販売または貸付け、閲覧または視聴をさせては いけません。

これに違反した場合は、30万円以下の罰金が課されることがあります。

有害図書等とは?

個別指定図書等・・・知事が個別に指定したもので通知はがきで 各販売店等に、指定の都度、お知らせしています。

包括指定図書等・・・知事の指定がなくても、次の条件を満たすもの。

書籍・雑誌又はちらしその他これに類するもので、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交若 しくはこれに類する性行為を描写し、又は撮影した図画又は写真で規則で定めるもの()を掲載 するページ(表紙を含む)の数が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上であるもの 電磁的記録媒体(ビデオ、DVD等)で、上記と同じ卑わいな姿態等を描写し、又は撮影した場面の 時間が合せて3分を超えるものまたはその場面の数が20以上のもの

)規則で定めるものについて・・・陰部を覆い、ぼかし、塗り潰したものを含む 全裸又は半裸での卑猥な姿態で、次のいずれかに該当するもの

- ・大たい部を開いた姿態 ・陰部・でん部又は女性の胸部を誇示した姿態
- ・自慰の姿態 ・愛ぶの姿態 ・排せつの姿態

性交又はこれらに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・男女間の性交又は性交を連想させる行為 ・強姦その他陵辱行為
- ・同性間の性行為 ・変態性欲に基づく行為



「うぉーたん」

滋賀県青少年の健全育成に関する条例に関するお問い合せは... 滋賀県健康福祉部 子ども・青少年局 虐待・非行防止対策チーム TEL 077-528-3556

有害図書等の陳列方法等 (条例第11条の3・施行規則第2条の2)

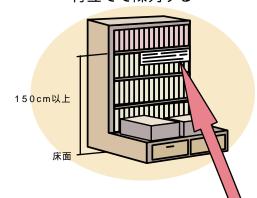
図書等の販売または貸付、図書等を閲覧、または視聴させることを業とする方は・・・

有害図書等を陳列する時は、次の<u>いずれかの方法</u>により、<u>有害図書等を他の図書等と区別</u>して、かつ<u>店舗内の従業員等が常駐する場所から容易</u>に監視することが出来る場所に陳列しなければなりません。

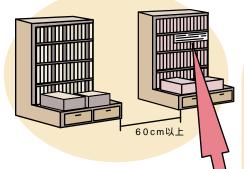
1 間仕切りされた場所に 陳列する



4150cm以上の高さに
背立てで陳列する



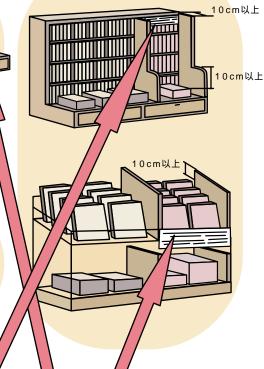
2 陳列棚を他の棚と 60cm以上離す



5 図書等の販売または 貸付けを業とする方が 1から4ができない場合 は、ビニール包装やひも 掛け等を行う



3 10cm以上張り出す仕切り 板(透視できないもの)と仕 切り板の間に陳列する



更に、有害図書等の陳列場所には、<u>見やすい箇所に容易に判読できる</u>大きさの文字で青少年が購入や閲覧などができない旨を掲示しなければなりません。

掲示の一例

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方がここに陳列している雑誌等(DVD等)を購入(借受)したり、閲覧(視聴)することは禁止されています」

これらに違反すると、知事が改善勧告をし、この勧告に従わない場合には改善命令が出されます。更にこの命令に従わない場合には、30万円以下の罰金が課されることがあります。



青少年に有害図書等を見せない!売らない!!持たせない!!!